

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、 参考となる他自治体の条例事例(⑦協働)

1. 自治全般に関する条例の事例

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

規定なし

(2) 杉並区自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

4 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。第9章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(3) 多摩市自治基本条例

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

第4章 参画・協働

第1節 参画・協働

(参画・協働)

第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。

2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。

(4) 大和市自治基本条例

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
つ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。

(4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

第2章 自治の基本原則

(参加及び協働の原則)

第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

(5) 「文の京」自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

8 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

第4節 協働・協治の推進体制

(社会資源の活用等)

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

(区外の人々との連携・協力)

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

(協働・協治の推進のしくみ)

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。

(6) 足立区自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 協働 区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。

第5章 参画と協働

(区民参画の仕組の整備)

第9条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。

(7) 川崎市自治基本条例

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

(8) 中野区自治基本条例

規定なし

(9) 三鷹市自治基本条例

(協働のまちづくり)

第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

(協働の推進)

第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるように支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。

(協働事業)

第26条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。

2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

(地域における協議会)

第27条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

2. 参加及び協働に関する条例の事例

(1) 西東京市市民参加条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。

(2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

第4章 市民協働

第1節 市民公益活動団体への支援

(財政的支援)

第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。

(活動場所の提供)

第25条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

(情報環境の整備)

第26条 市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

第2節 行政活動への参入の機会の提供

(参入の機会の提供)

第27条 市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

2 市民公益活動を行う団体は、別に定める規定に基づき、市民協働で行う事業（以下「市民協働事業」という。）について、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、実施が望ましいと判断した場合は、市民協働事業としての事業化に向けて努めるものとする。

(登録制)

第 28 条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員 3 名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則

イ 設置目的

ロ 団体の名称

ハ 市民公益活動の内容

ニ 事業所又は活動拠点の所在地

ホ 役員及び会員に関する事項

ヘ 会計に関する事項

ト その他団体の運営に関する事項

(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿

(3) 会員の人数

3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めるときは、当該団体を登録するものとする。

(1) 団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。

(2) 団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。

(3) 団体の活動範囲に狛江市を含むこと。

4 前項の規定により登録をされた団体は、第 2 項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第 3 項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 第 1 項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(書類等の公表)

第 29 条 市長は、前条第 2 項若しくは第 4 項の規定により提出があった書類又はその写し（以下「書類等」という。）を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

(3) 大田区区民協働推進条例

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協働 区民活動団体、事業者及び区が豊かな地域社会を築くという共通の目的を持ち、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが有する知識、技術等の資源を提供し合い、協力し、及び連携して取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 協働は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 区民活動団体、事業者及び区のそれぞれが組織及び財政で自立し、かつ、対等な立場で協働事業を展開していくこと。
- (2) 区民活動団体、事業者及び区が目的を共有し、かつ、互いに特性を理解し、及び尊重した上でそれぞれの役割を果たしていくこと。
- (3) 区民活動団体、事業者及び区が協働事業の内容及びその過程について相互に透明性を確保し、かつ、外部に公開すること。
- (4) 福祉の増進、環境の保全、子どもの健全育成その他の公共的な課題の対応に当たって、その解決に最もふさわしい主体が協働事業を担うこと。
- (5) 区民活動団体、事業者及び区が地域コミュニティ及び中小企業の活動その他の大田区の地域の特性を生かし協働事業を進めること。

(区の役割)

第7条 区は、効果的かつ効率的に施策を展開していくため、多様な主体と協働事業を実施するよう努めるものとする。

- 2 区は、区民活動及び協働が推進されるよう必要な支援及び環境整備に努めるものとする。
- 3 区は、区職員が区民活動及び協働の重要性を理解し、積極的に推進するよう啓発に努めるものとする。

(基本施策等)

第8条 区は、協働を推進するため、区民活動団体及び事業者と協力して次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 区民活動団体、事業者及び区による協働を総合的かつ計画的に推進するための協議に関すること。
 - (2) 区民活動団体、事業者及び区による区民活動を育成するための支援に関すること。
 - (3) 区民活動に関する情報の収集及び提供、区民活動の場の提供、人材の育成その他の組織基盤の向上に関すること。
 - (4) 区民活動に関する相談及び調整機能の整備並びに区民活動団体、事業者及び区の交流機会の創出に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要があると区長が認めた事項
- 2 区民活動団体及び事業者は、前項に掲げる施策について、それぞれの役割を認識し、及び特性を生かして主体的に取り組むことにより、区に協力するものとする。

(4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例

規定なし

(5) 八王子市市民参加条例

規定なし